

保ヲ提供セラルコトヲ得

第五十八條 組合員カ貸付金ノ辨濟ヲ爲シ

タルトキハ延滞利ヲ徴收ス

第五十九條 理事ハ貸付金使用ノ實況ヲ

監査シ貸付ノ目的ニ及スルモノアリ

ト認ムルトキハ組合員ニ對シ期限前

ト雖モ辨濟ヲ怠ラセムコトヲ得

第六十條 組合員ハ毎月五錢以上預金スル

モノトス

第六十一條 前條ノ預金ハ止ラ得ザル事由アリ

ルニ非サレハ之ヲ引出スコトヲ得ス

但止ラ得ザル事由ニ依リ引出ヲ

爲サントスル者ハ理事ノ承諾ニ受ケ

ルコトヲ要ス

第六十二條 組合ハ第六十條ニヨル預金ノ外

定期預金又ハ當座預金ヲ爲スコトヲ

得

第六十三條 貸付金又預金其他各種ノ利子

ハ第四十二條第七表ニ依リ理事之ヲ

定ム

第六十四條 組合員ヨリ收入スル現金ニ

シテ組合員其支拂ヲ爲リタルトキハ第

五十一條ノ精算過剰金ノ内ヨリ控除徴

收スルモノトス

第六十五條 組合員ヲ漁獲物ノ共同製造ヲ

委託セントスルトキハ其旨組合ニ申